

別表第一（第三条関係）

（単位・人）

研究科	専攻	専門職学位課程		博士課程後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
法務研究科	法務専攻	二〇〇	六〇〇		
戦略経営研究科	戦略経営専攻 ビジネス科学専攻	八〇	一六〇	一二	三六

別表第二（第五十六条・第八十三条・第九十四条の二第二項関係）

## 第一 法務研究科

授業科目	単位数			履修方法
	第一年次	第二年次	第三年次	
法律基本科目群				一二単位必修
公法系				
憲法Ⅰ	三			一二単位必修
憲法Ⅱ	一			
行政法		二		
公法総合Ⅰ		二		
公法総合Ⅱ		三		
一群特講A		一		
一群特講B			一	
一群特講C			二	三〇単位必修 五六単位必修 九三単位必修
民事系				
民法Ⅰ	二			
民法Ⅱ	二			
民法Ⅲ	二			
民法Ⅳ	二			
民法Ⅴ	二			
民法Ⅵ	二			
会社法	三			
民事訴訟法	三			
民事法総合ⅠA		二		
民事法総合ⅠB		二		
民事法総合Ⅱ		三		
民事法総合Ⅲ		三		
民事法総合Ⅳ			一	
一群特講A		一		
一群特講B			一	
一群特講C			二	
商法総則・商行為法			一	
手形法・小切手法			一	
刑事系				

刑法Ⅰ	三			一 四 単 位 必 修
刑法Ⅱ	一			
刑事訴訟法	三			
刑事法総合Ⅰ		三		
刑事法総合Ⅱ		二		
刑事法総合Ⅲ			一	
一群特講A		一		
一群特講B			一	
一群特講C			二	
総合系				
生活紛争と法	二			一 〇 単 位 必 修
基礎演習	一			
一群特講B			一	
実務基礎科目群				
民事訴訟実務の基礎		二		六 単 位 必 修
刑事訴訟実務の基礎		二		
法曹倫理Ⅰ		一		
法曹倫理Ⅱ			一	四 単 位 必 修
法情報調査	一			
法文書作成			一	
ローヤリング			一	
模擬裁判			一	
エクスターンシップ			二	
リーガル・クリニック			一	
基礎法学・外国法・隣接科目群				
英米法総論	二			四 単 位 必 修
法哲学			二	
法社会学			二	
比較法文化論			二	
比較契約法			二	
英米公法			二	
英米契約法			二	
ヨーロッパ法			二	
西洋法制史			二	
日本法制史			二	
東洋法制史			二	
三群特講Ⅰ			一	
三群特講Ⅱ			二	
Foreign Law Seminar			一	
Study Abroad Program			二	
展開・先端科目群				
知的財産法Ⅰ			二	四 単 位 必 修
知的財産法Ⅱ			二	
知的財産法Ⅲ			二	
エンタテインメント／スポーツと法			二	
労働法Ⅰ			二	

労働法Ⅱ		二
労働法Ⅲ		二
租税法Ⅰ		二
租税法Ⅱ		二
国際租税法		二
倒産処理法Ⅰ		二
倒産処理法Ⅱ		二
事業再生法		二
経済法Ⅰ		二
経済法Ⅱ		二
国際法Ⅰ（基礎）		二
国際法Ⅱ（応用）		二
国際人権法		二
国際経済法		二
国際私法Ⅰ		二
国際私法Ⅱ		二
国際取引法		二
環境法Ⅰ		二
環境法Ⅱ		二
政策形成と法		二
実務行政訴訟		二
民事執行保全法		二
現代不動産法		二
現代担保法		二
裁判外紛争解決制度		二
犯罪被害・犯罪心理と法		二
矯正と法		二
経済刑法		二
少年法		二
IT社会と法		二
社会保障法		二
医療と法		二
消費者法		二
ジェンダーと法		一
四群特講Ⅰ		一
四群特講Ⅱ		二
テーマ演習Ⅰ		一
テーマ演習Ⅱ		二
研究特論		四

備考一 履修できる単位数の上限は、別に定める。

二 二年度及び三年度配当の法律基本科目群の履修については、履修前提条件を別に定める。

三 二年度にエクスターンシップ又はStudy Abroad Programを履修する場合のみ、年次別最高履修単位に二単位まで加えることができる。

第二 戦略経営研究科

一 戦略経営専攻（専門職学位課程）

授 業 科 目	単位数		履 修 方 法			
	第一 年次	第二 年次				
基礎科目			一四単位必修	四 六 単 位 必 修		
リーダーシップコア	二					
現代社会の経済学	二					
経営戦略論	二					
マーケティング戦略論	二					
人的資源管理論	二					
企業会計とファイナンスの基礎	二					
経営法務概論	二					
発展科目			八 単 位 必 修			
共通科目群					二単位必修	
アントレプレナーシップとビジネス プランニング	二					
戦略科目群					六単位必修	
ビジネスモデル戦略論	二					
戦略と組織	二					
知識創造戦略論	二					
マーケティング科目群						
消費者行動論	二					
ブランド戦略論	二					
流通・営業戦略	二					
人的資源管理科目群						
雇用管理	二					
人材開発	二					
インセンティブ・マネジメント	二					
ファイナンス科目群						
コーポレートファイナンスと企業戦略	二					
財務報告論	二					
経営法務科目群						
コンプライアンス・内部統制と法実務	二					
金融市場と法	二					
専門科目					六単位必修	
企業の社会的責任	二					
デザインシンキング	二					
ビジネス・コミュニケーション	二					
チームビルディングとリーダーシップ	二					
ビジネス交渉術	二					
コーチング	二					
アントレプレナーシップの実践	二					
グローバル経営戦略論	二					
新興国ビジネス戦略	二					
アジアビジネス論	二					

イノベーションの実践	二	
技術開発マネジメント論	二	
デジタル変革時代の経営戦略	二	
アライアンス戦略論	二	
サプライチェーンマネジメント	二	
ベンチャービジネス論	二	
中小企業論	二	
ヘルスケアビジネス入門	二	
高齢社会ビジネス	二	
ヘルスケア産業論	二	
Strategic Management and Global leadership	二	
戦略特別研究	二	
マーケティング・リサーチ	二	
マーケティング・コミュニケーション	二	
ヘルスケアマーケティング	二	
マーケティング特別研究	二	
キャリア管理論	二	
ダイバーシティマネジメント	二	
日本企業の人材マネジメント	二	
人的資源特別研究	二	
インベストメントと企業リスク管理	二	
リアルオプションと企業戦略	二	
ビジネスのための金融工学	二	
ファイナンス特別研究	二	
グローバル経営法務	二	
租税戦略・事業再生と法務	二	
知的財産戦略と法実務	二	
対行政のビジネス法務	二	
労働関連法務	二	
M&Aと契約・デューデリジェンス	二	
経営法務特別研究	二	
特別講義	二	
フィールドラーニング	二	
研究方法論基礎	二	
社会調査法	二	
ケース研究法	二	
ビジネス・データ分析	二	
プロジェクト研究		
プロジェクト研究 I		四
プロジェクト研究 II		四
論文		四
課題研究		四
		八単位必修

二 ビジネス科学専攻（博士課程後期課程）

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
リサーチメソッド科目		
統計学	二	
ファイナンス統計	二	
社会調査法	二	
ケース研究法	二	
研究方法論基礎	二	
講義科目		
経営戦略特別研究	二	
マーケティング特別研究	二	
人的資源管理特別研究	二	
ファイナンス特別研究	二	
経営法務特別研究	二	
論文科目		
研究指導Ⅰ		四
研究指導Ⅱ		四
研究指導Ⅲ		四

備考一 博士の学位は、博士後期課程に三年以上在学し、かつ十六単位以上修得し、必要な

研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、授与する。

二 リサーチメソッド科目については、いずれか二単位一科目を選択必修とする。講義

科目については、いずれか二単位一科目を選択必修とする。論文作成にあたっては、

研究指導のほか、論文科目について、指導教授の指導により、「研究指導Ⅰ」「研究指導Ⅱ」

「研究指導Ⅲ」の三科目十二単位を履修しなければならない。

別表第三(第百五条関係)

(単位・円)

研究科	費目	入 学 検 定 料
法 務 研 究 科		三五、〇〇〇
戦略経営研究科		三五、〇〇〇

(注) 入学検定料については、別に定めるところにより減額することができる。

別表第四(第百六条第一項・第百七条第二項関係)

(単位・円)

研究科	費目	入 学 金	在 学 料	施 設 設 備 費
法 務 研 究 科		三〇〇、〇〇〇	前期 五〇〇、〇〇〇	前期 一五〇、〇〇〇
			後期 五〇〇、〇〇〇	後期 一五〇、〇〇〇
			計 一、〇〇〇、〇〇〇	計 三〇〇、〇〇〇
戦略経営研究科		三〇〇、〇〇〇	前期 六二五、〇〇〇	前期 一五〇、〇〇〇
			後期 六二五、〇〇〇	後期 一五〇、〇〇〇
			計 一、二五〇、〇〇〇	計 三〇〇、〇〇〇

(注) 入学金は、二年目から不要である。

別表第四の二(第百六条の二関係)

種 類		適用される学費の内容		
区 分	該 当 事 項	入 学 金	在 学 料	施設設備費
再 入 学 者	第七十二条による退学者、第七十三条第一項による除籍者(同条第一項第四号による除籍者を除く。)、第一百一条による退学者、第百二条第一項による除籍者(同条第一項第四号による除籍者を除く。)、及び第百十八条による退学処分者	半 額	全 額	全 額
		ただし、第七十三条第一項による除籍者及び第百二条第一項による除籍者並びに第百十八条の規定により退学の処分を受けた者は全額とする。		

(注) 特殊な場合の学費で、この表に該当しない事項については、別に定める。

別表第五(第百十二条第一項関係)

(単位・円)

研究科	費目	審 査 料
法 務 研 究 科		一一、〇〇〇
戦略経営研究科		一一、〇〇〇

別表第六（第一百二十二条第二項関係）

（単位・円）

研究科	費目 登録手続料	科目履修料
法務研究科	一〇、〇〇〇	一単位 二九、〇〇〇
戦略経営研究科	一〇、〇〇〇	一単位 三四、〇〇〇

別表第七（第一百十三条第二項関係）

（単位・円）

研究科	費目 審査料	聴講料
戦略経営研究科	五、〇〇〇	一単位 一七、〇〇〇